

財務局長又は財務支局長への権限委任に関する省令（平成四年大蔵省令第六十四号）

改正案	現行
<p>（証券業協会に関する権限の委任）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第七十七条の規定による大蔵大臣の権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任する。</p> <p>（証券取引所に関する権限の委任）</p> <p>第五条 次に掲げる大蔵大臣の権限は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任する。</p> <p>一 法第一百十条第一項の規定による有価証券の上場の届出の受理</p> <p>二 法第一百十二条第一項の規定による有価証券の上場廃止の届出の受理</p>	<p>（証券業協会に関する権限の委任）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（証券取引所に関する権限の委任）</p> <p>第五条 次に掲げる大蔵大臣の権限は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任する。</p> <p>一 法第一百十条第一項の規定による株券（共同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券を含む。以下この号において同じ。）、「新株引受権証券（優先出資法に規定する優先出資引受権証券を含む。）、「新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券又は外国法人の発行する証券若しくは証書でこれらの有価証券の性質を有するもの）以下この号において「株券等」という。）の上場の承認（当該承認に係る株券等の発行者の発行する株券（外国法人の発行する証券又は証</p>

2
(略)

2
(略)

書で株券の性質を有するものを含む。()がいずれかの証券取引所に上場されている場合に限る。)

二 法第百十条第一項の規定による社債券(転換社債及び新株引受権付社債券を除く。以下この号において同じ。)又は外国法人の発行する証券若しくは証書で社債券の性質を有するもの(以下この号において「普通社債券」という。)の上場の承認(当該承認に係る普通社債券又はその発行者の発行する当該普通社債券以外の普通社債券がいずれかの証券取引所に上場されている場合に限る。)

三 法第百十二条第一項の規定による有価証券の上場の廃止の承認(当該有価証券の発行者が当該上場の廃止について同意している場合に限る。)